

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、減免規定及び、還付特例の一部変更に伴い、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則を変更する必要がある。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。）

第18条第4項中「第2項第5号」を「第2項第4号」に改める。

第19条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「使用する日の」の次に「6日前から」を加え、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第18条 条例第6条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p> <p>(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第18条 条例第6条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p> <p>(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者</p> <p>オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)</u></p> <p>3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第4号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。</p> <p>(既納の利用料金の還付手続等)</p> <p>第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額</p> <p>(2) 使用する日の前日までに条例第12条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額</p>	<p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者</p> <p>オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者</p> <p>3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第5号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。</p> <p>(既納の利用料金の還付手続等)</p> <p>第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額</p> <p>(2) 使用する日の前日までに条例第12条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額</p> <p>(4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をした場合 7割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額)</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める</p> <p>2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(3) 使用する日の前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>